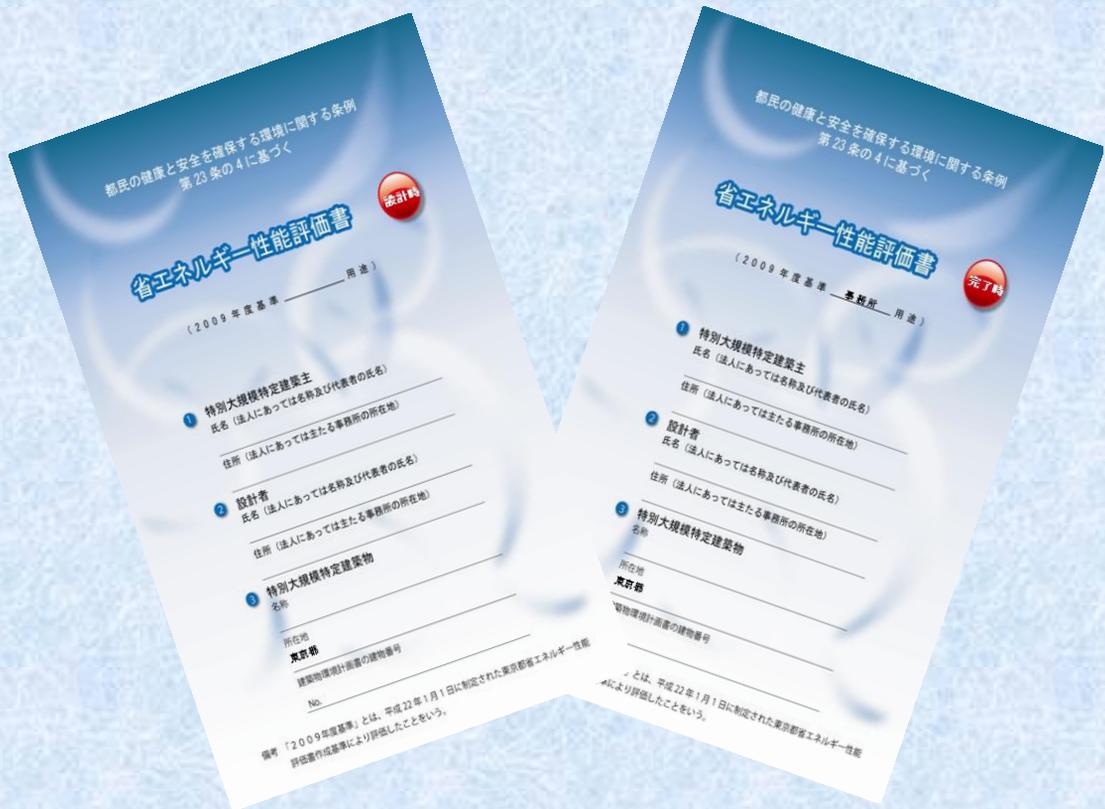


～東京都建築物環境計画書制度～

省エネルギー性能評価書ガイドライン



平成29年4月

東京都環境局

目 次

1	本制度のねらい	-----	P 1
2	根拠条例等	-----	P 1
3	対象となる特定建築物	-----	P 1
4	制度の内容	-----	P 2
5	制度の基本的な流れ	-----	P 4
6	評価基準	-----	P 5
7	省エネルギー性能評価書の作成	-----	P 6
8	交付届出書の作成	-----	P11
9	取引形態別の交付パターン	-----	P12
10	契約形態別の交付パターン	-----	P14

1 本制度のねらい

省エネルギー性能評価書制度は、大規模新築等ビルの環境性能に関する情報を、ビルを購入、賃借 又は信託受益権の譲渡を受けようとする方に提供することで、次の3つを実現することをそのねらいとしています。

1 ビルを購入、賃借又は信託受益権の譲渡を受けようとする方に情報を提供し、環境・省エネに配慮した建築物を選択しやすいようにする。

2 環境に配慮した建築物が市場で評価されるしくみをつくる。

3 建築主の自主的な環境配慮の取組を促す。

2 根拠条例等

- ① 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例<略称:環境確保条例>
(平成12年 東京都条例第215号)
- ② 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則
(平成13年 東京都規則第 34号)
- ③ 東京都建築物環境配慮指針
(平成14年3月28日 東京都告示第384号)
- ④ 東京都省エネルギー性能評価書作成基準<略称:作成基準>
(平成21年10月14日 東京都告示第1396号)

3 対象となる特定建築物

平成22年1月1日以降、東京都に建築物環境計画書を提出した延べ床面積が10,000㎡超の新築又は増築の建築物(以下「特別大規模建築物」という。)ただし、住宅、工場、倉庫、及び駐車場等の用途を除きます。

4 制度の内容

① 省エネルギー性能評価書の作成（条例第23条の4）

特別大規模特定建築主又は条例第23条に規定する届出（工事完了の届出、以下「完了届」という。）を行った特別大規模特定建築主（以下「特別大規模特定建築物工事完了届出者」という。）は、次の場合、規則で定める日までの間、省エネルギー性能評価書を作成し、交付しなければなりません。

なお、評価書は床面積が2,000㎡以上の用途ごとに作成することになります。

- ・全部又は一部を売却する場合：買受人に交付
- ・全部又は一部を賃貸する場合：賃借人に交付
- ・全部又は一部に係る信託受益権を譲渡する場合：譲受人に交付

交付義務期間（条例規則13条の4第3項）

工事着手の予定の日の21日前から、次に掲げるいずれか早い日までの間

- ・建築物の全部を売却した又は全部の信託受益権を譲渡した日
- ・工事完了日の翌日から起算して、180日を経過した日

ただし、賃貸で次の場合には、交付を省略することができます。

- ・同一の賃借人で、かつ、同一用途部分の床面積が2,000㎡未満の場合
（すでに借りている部分がある場合には、すでに借りている部分と、今回借りる部分の床面積の合計が2,000㎡未満の場合）
- ・すでに省エネルギー性能評価書を交付した賃借人に、同一用途の部分賃貸（いわゆる貸し増しの場合）（ただし、評価内容に変更がある場合には交付が必要です。）

② 評価書の種類（作成基準第3の2）

省エネルギー性能評価書には、作成基準により、「設計時の評価書」「完了時の評価書」の2種類が定められています。

- ・設計時の評価書は、特別大規模特定建築主が建築物環境計画書の内容に沿って作成する省エネルギー性能評価書です（以下「評価書（設計）」という。）
- ・完了時の評価書は、特別大規模特定建築物工事完了届出者が特定建築物等工事完了届出書の内容に沿って作成する省エネルギー性能評価書です（以下「評価書（完了）」という。）

③ 省エネルギー評価書の記載内容の説明（条例第23条の5第2項）

省エネルギー性能評価書を交付する場合には、評価内容の説明に努めてください。

④ 評価内容の変更（条例第23条の6第5項）

省エネルギー性能評価書の交付後に、評価内容に変更が生じた場合には、変更後の省エネルギー性能評価書の交付と評価内容の説明に努めてください。

⑤ 交付報告(条例第23条の4第2項)

省エネルギー性能評価書を交付した場合には、次に掲げるいずれか早い日から起算して15日以内に、都へ報告してください。

- ・建築物の全部を売却した又は全部の信託受益権を譲渡した日
- ・工事完了日の翌日から起算して、180日を経過した日

なお、報告は「省エネルギー性能評価書交付届出書」に次の書面を添付して行ってください。

- ・省エネルギー性能評価書交付状況一覧
- ・交付した省エネルギー性能評価書の写し(用途ごとに、最初に交付したものに限り。)

⑥ 指導・助言(条例24条第3項)

都は、特別大規模特定建築主又は特別大規模特定建築物工事完了届出者に対し、省エネルギー性能評価書の作成若しくは交付又は内容の説明に関し、必要な指導および助言を行うことがあります。

⑦ 勧告(条例25条第5項)

都は、特別大規模特定建築主又は特別大規模特定建築物工事完了届出者が正当な理由なく指導・助言に従わず、かつ、省エネルギー性能評価書の交付を行わないとき又は省エネルギー性能評価書の内容が作成基準に照らして著しく不十分な場合には、必要な措置を講ずるように勧告することがあります。

⑧ 立入調査(条例153条第3項)

都は、指導・助言、勧告に必要な限度において、特別大規模特定建築主、特別大規模特定建築物工事完了届出者の同意を得て、その特定建築物等、事務所その他の場所に立入りを行い、省エネルギー性能評価書の交付の実施状況について調査することがあります。

⑨ 報告の聴取(条例155条)

都は、条例の施行に必要な限度において、特別大規模特定建築主、大規模特定建築物工事完了届出者に対し、必要な事項の報告又は資料の提出を求めることがあります。

⑩ 違反者の公表(条例156条)

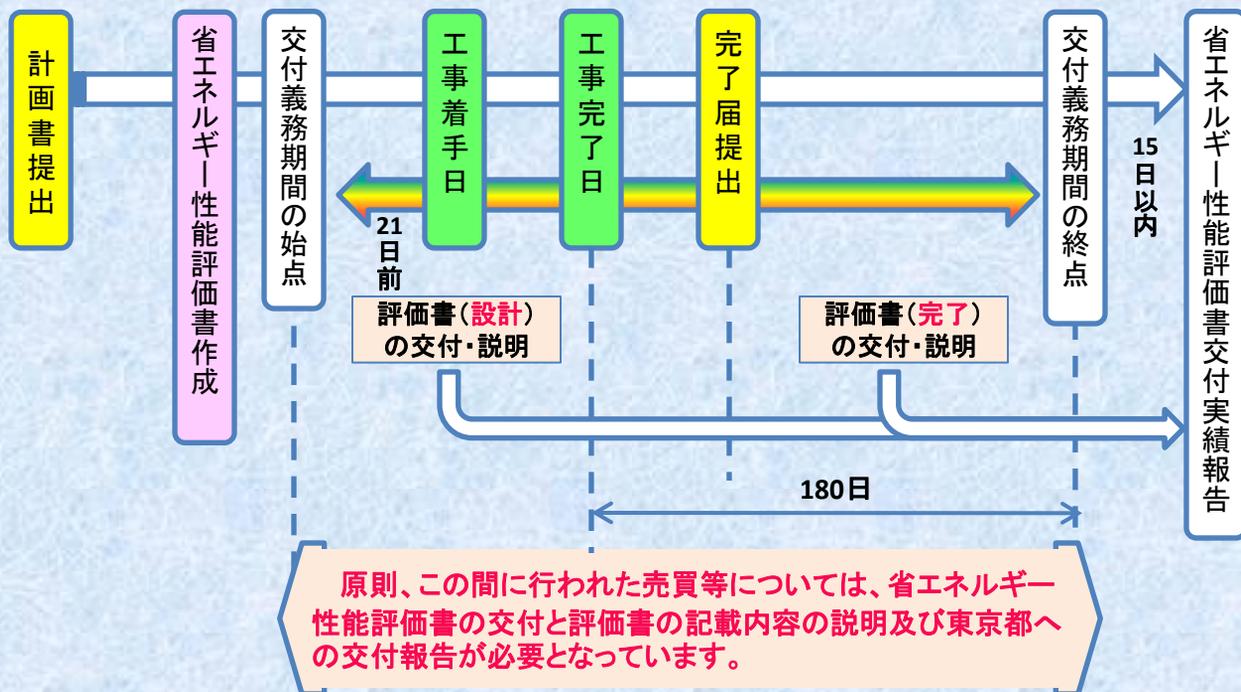
都は、勧告を受けたものが正当な理由なく勧告に従わなかったときは、その旨を公表することがあります。

⑪ 建築物環境計画書制度に伴う変更届(条例第22条)

建築物環境計画書(以下「計画書」という。)を提出した特定建築主は、当該特定建築物に係る工事が完了するまでの間に「特定建築主の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)」等を変更した場合、変更後の特定建築主は、変更した日の翌日から起算して30日以内に建築物環境計画書変更届を提出してください。

5 制度の基本的な流れ

(交付義務期間内に建物の全部について、売却又は信託受益権の譲渡がない場合)



- ・ 売却、賃貸等の取引又は契約形態別の交付パターンについては、「9 取引形態別の交付パターン」及び「10 契約形態別の交付パターン」をご覧ください。

売却及び信託受益権の譲渡（以下「売却等」とする。）のポイント

- ① 全てを売却等した場合は、評価書の交付、評価内容の説明及び売却等の後15日以内の報告
- ② 一部売却等した場合は、評価書の交付、評価内容の説明及び複数回の一部売却により全ての部分を売却した場合にあっては売却等の後15日以内に報告。
それ以外の場合は、工事完了の翌日から起算して180日を経過した日から、さらに15日以内に報告してください。
※一部とは2,000㎡以上に限らず、2,000㎡未満でも交付対象となります。(ただし、当該売却部分について、同一用途において2,000㎡未満の場合は不要)
※売却等の時期により、特定建築主の変更届、複数の特定建築主による完了届の提出が必要となることがあります。

賃貸のポイント

- ① 全て又は一部を貸す場合は、評価書の交付、評価内容の説明及び工事完了の翌日から起算して180日を経過した日から15日以内に報告してください。
- ② 同一借主に同一用途の面積を貸す場合、面積が2,000㎡未満の場合は交付が不要です。ただし、今回と既に貸した部分の面積の合計が2,000㎡以上になった場合には、交付等が必要になります。
- ③ 同一人に既に貸した用途と、同一の用途部分を貸す(いわゆる貸し増しの)場合には交付対象となりません(ただし、評価内容に変更がある場合には、交付が必要です。)

6 評価基準

- ① 省エネルギー評価書の評価基準は次の2種類です。
 - ・「建築物の断熱性能」である「PAL * 基準値からの低減率(PAL * 低減率)」
 - ・「設備システムの省エネルギー性」である「設備システム全体のエネルギー利用の低減率(ERR)」
- ② 評価は高いほうから順にAAA、AA、A、B、Cの5段階となっています。
- ③ 各値は、建築物環境計画書の記載内容を基に作成することになります。

① 建築物の熱負荷の低減

評価	PAL * 基準値からの低減率 (PAL * 低減率)	建築物環境計画書における 段階評価
AAA	20%以上	段階3
AA	15%以上 20%未満	段階2
A	10%以上 15%未満	段階2
B	5%以上 10%未満	段階1
C	0%以上 5%未満	段階1

② 設備システムのエネルギー利用の低減率

評価	設備システム全体のエネルギー 利用の低減率(ERR)		建築物環境計画書における 段階評価
	非住宅用途1	非住宅用途2	
AAA	40%以上	30%以上	段階3
AA	30%以上 40%未満	25%以上 30%未満	段階3
A	20%以上 30%未満	20%以上 25%未満	段階2
B	10%以上 20%未満		段階1
C	0%以上 10%未満		段階1

非住宅用途1・・・規則第8条の3第2項第5号、第6号及び第9号に規定する用途

非住宅用途2・・・規則第8条の3第2項第2号、第3号、第4号、第7号及び第8号に規定する用途

7 省エネルギー性能評価書の作成

省エネルギー性能評価書は、次の要領で作成してください。

① 様式のダウンロード等

様式は、次の東京都環境局公式ホームページからダウンロードしてください。

アドレス：<http://www7.kankyo.metro.tokyo.jp/building/index.html>

省エネルギー性能評価書の様式は、建築物環境計画書の取組評価書に含まれています。

「様式類ダウンロード」をクリックすることで、様式類のページに行くことができます。

東京都環境局

建築物環境計画書制度

TOP

制度の概要

- 背景
- 目的
- 対象建築物
- 主なポイント
- 評価項目、段階評価
- 手続きの流れ
- 根拠条例等

様式類ダウンロード

計画書の公表

お知らせ一覧

建築物環境計画書制度とは

東京都は、平成14年6月より、建築物環境計画書制度をスタートしました。対象となる建築物は、延床面積1万平米を超える、新築・増築であり、環境配慮の取組を示した届出を計画時・完了時に提出することが義務づけられています。その取組状況を都が公表することにより、建築物の環境配慮の状況を広く明らかにしていきます。

お知らせ

■建築物環境計画書(平成22年1月1日施行)の概要をアップしました。(H21.12.24)

(問合せ先)
東京都環境局 都市地球環境部 環境都市づくり課 建築物係

「建築物環境計画書／取組評価書(住宅／住宅以外)」を右クリックして「対象をファイルに保存(A)」でダウンロードしてください。

「建築物環境計画書／取組評価書(住宅／住宅以外)」はマイクロソフトの表計算ソフトエクセルを使用しております。エクセルは2003、2007又は2010のバージョンで使用できることを確認しています。

東京都環境局

建築物環境計画書制度

TOP

▼2002年 6月～2009年12月の提出様式(2002年様式2005年様式) [はこちら]

▼様式類ダウンロード

▼計画時の提出様式

建築物環境計画書提出書	PDF(77KB)	Word(35KB)
建築物環境計画書／取組評価書(住宅／住宅以外)	Excel(2,241KB)	
人工排熱計算ツール	Excel(909KB)	

▼任意提出時の提出様式

建築物環境計画書任意提出書	PDF(59KB)	Word(34KB)
建築物環境計画書／取組評価書(住宅／住宅以外)	Excel(2,241KB)	
人工排熱計算ツール	Excel(909KB)	

▼変更時の提出様式

建築物環境計画書変更届出書	PDF(63KB)	Word(39KB)
特定建築主氏名等変更届出書	PDF(60KB)	Word(37KB)
建築物環境計画書／取組評価書(住宅／住宅以外) ※	Excel(2,241KB)	
人工排熱計算ツール ※	Excel(909KB)	

※上記2様式については、変更があったもののみ提出してください。

② 取組評価書(エクセルシート)への記入と評価書の作成

既に建築物環境計画書の作成かつ東京都による計画書の内容の確認が終了していることを前提に、評価書の作成を行います。

「特定建築物の概要」を開いて必要事項を確認又は選択してください。

2017年度様式

建築物環境計画書

提出根拠 条例 任意

作成時期 計画時 変更時 完了時

建物番号

1 特定建築主の氏名等

特定建築主	氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)	名	
	住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)	〒	-
設計者	氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)	名	
	住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)	〒	-
工事者	氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)	名	
	住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)	〒	-
計画書の担当部署	名称	先	
連絡先	連絡先		

2 特定建築物等の名称及び所在地

建築物の名称	学校等	㎡	(
建築物の高さ		m	
階数			
構造	<input type="checkbox"/> SRC造 <input type="checkbox"/> RC造 <input type="checkbox"/> S造 <input type="checkbox"/> その他		

4 エネルギーの使用の合理化、資源の適正利用、自然環境の保全及びヒートアイランド現象の緩和に係る環境への配慮のための措置並びにその取組状況の評価
別紙「取組・評価書」のとおり

5 再生可能エネルギーを利用するための設備の導入に関する検討状況
別紙「再生可能エネルギー利用設備導入検討シート」のとおり

導入する 導入しない

6 省エネルギー性能基準に対する適合状況

適合する 適合しない
 対象となる用途がない

7 エネルギーの使用の合理化に関する性能の目標値への適合状況

適合する 適合しない
 対象となる用途がない

特定建築物の概要 / 住宅用途 / 住宅以外 / 太陽光 / 太陽熱 / 地中熱 / バイオマス / その他 / 省エネルギー性能評価書-表紙 / 省エネルギー性能評価書

これから作成する評価書の種類です、必ず確認してください。

このページの内容が、省エネルギー評価書に転記されますので、必ず、該当する部分に入力してください。

・ 取組評価書の表紙と評価書本体を作成します。

これをクリックすることで、隠れた右側のタブを表示することができます。

上のページの下の方に、次のような部分(通称、タブ)がありますので、表紙は右から2番目の「省エネルギー性能評価書-表紙」タブを、評価書本体は最も右の「省エネルギー性能評価書」タブを選択してください。

省エネルギー評価書の作成に必要ですので、必ず、各用途ごとに取組評価書を作成しておいてください。

22

23 敷地面積

特定建築物の概要 / 住宅用途 / 住宅

コマンド

省エネルギー性能評価書-表紙 / 省エネルギー性能評価書

・ 取組評価書の表紙を作成します。



「特定建築物の概要」で、これから作成する省エネルギー評価書の種類を選択し、「評価書作成」のボタンを押すと、自動で変更されます。

「特定建築物の概要」で入力した、その他の項目についても、自動で転記されます。
内容を確認し印刷して、表紙は完成です。

・ 取組評価書の評価書本体を作成します。



グラフは、取組評価書の内容が反映され、自動で作成されます。

「特定建築物の概要」で入力した項目は、自動で転記されますので、確認してください。
なお、「熱源方式に係る事項」は次の場所を参照しています。

- ・「中央・個別・その他」の熱源方式の選択は、**V**「効率的な運用の仕組み」「最適運用のための計量及びエネルギー管理システム[14]」「**①**評価の対象となる熱源方式<083>」の選択内容によります。
- ・「地域冷暖房の利用」の選択は、**IV**「地域における省エネルギー」「地域冷暖房等[13]」「**②**地域冷暖房の熱の受入れの有無<075>」の選択内容によります。

作成中の、取組評価書の内容が反映されます。ただし、(かっこ)の中については、入力してください。また、次ページに内容についての解説があります。

選択してください

特に、アピールしたい省エネルギー設備があれば入力してください。
例:100KWの太陽光発電設備を屋根に設置する。

「特定建築物の概要」で入力した項目が、自動で転記されます。

・ 省エネルギー設備等の採用状況／その他省エネルギー設備等に関する設置の特記事項

○評価書には、オフィスビルや商業ビルなどにおいて採用されることの多い、次の省エネルギー対策(再生可能エネルギーを含む)について、リスト形式で項目ごとの解説を行っています。ここでは、省エネルギー設備等の概要について説明しています。

○リストに含まれないその他の省エネルギー対策については、「4 その他の省エネルギー設備等に関する設備の特記事項」に記載してください。

○交付を受けた方が、省エネルギー設備等について理解しやすいよう、下表をダウンロード(アドレス:
<http://www7.kankyo.metro.tokyo.jp/building/index.html>)して評価書に添付し、交付してください。

【省エネルギー設備等の採用状況】

【省エネルギー設備等の採用状況】

対策	概要	
①再生可能エネルギーの変換利用設備	太陽光発電	太陽から太陽光として地球に到達するエネルギーを、太陽光発電設備を通じて電力として利用する。
	太陽熱	太陽から太陽光として地球に到達するエネルギーを、太陽熱集熱器を通じて熱として利用する。
	地中熱	地下の温度が一年を通してほぼ一定であることを利用し、地上との温度差を利用した熱エネルギーを、空調や給湯に利用する。
	バイオマス	バイオマスから得られるエネルギーを利用する。一般的には「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」をバイオマスという。
	その他	風力発電など。
②再生可能エネルギーの直接利用設備	太陽エネルギー利用	窓やライトシェルフ、光ダクトなどを通して、屋上利用のため太陽光を室内に積極的に採り入れること。また、パッシブソーラーシステムを利用する。
	風利用	2方向開口や換気塔の設置などにより、屋外の風を室内に積極的に採り入れる。
③建築物の熱負荷低減	ペアガラス	一つのサッシに2枚以上の板ガラスを組み込み、間に乾燥した空気を密閉したもの。断熱性及び遮音性に優れ、結露しにくい。
	ダブルスキン	外壁の外側にもう1層ガラスの外壁を設けることにより、外壁を二重(ダブルスキン)構造にするもの。ダブルスキンによりできたその間の空気層は、熱的な緩衝帯となり冷暖房負荷の低減が可能となる。
	エアフローウィンドー	二重になったガラスの間に、室内空気を流して屋外へ排出する(通常は外気導入量に見合った風量を排気することにより、夏期は日射による熱負荷を除去し、冬期は室内からの熱損失を抑制するもの)。
	庇・ルーバー	庇は窓・出入口などの上部に設けた片流れの屋根状のもの。ルーバーは窓などに、幅の狭い板を何枚か縦に一定の間隔、角度で取り付けた装置。いずれも直射日光が室内に入るのを防ぐ。
④空調設備	台数制御方式	熱源及びポンプを台数分割することにより、季節毎の熱負荷変動、1日の熱負荷の時間変化に応じた運転を行う方式。
	変流量方式	熱負荷の変動に応じて、空調機コイルの冷水量・温水量を2方井により制御し、ポンプの台数制御またはインバータによる回転数制御により、搬送動力を削減させる方式。
	大温度差送水方式	通常、冷水水の供給温度差は、5℃差程度であるが、送水温度差を7℃～10℃の大温度差をとり送水する方式。
	利用可能エネルギー利用	従来利用されていなかった清掃工場や火力発電所の排熱、地下鉄や変電所などの都市排熱、また海や河川水、下水処理水などの温度差エネルギーなどを熱源として利用する。
	コージェネレーション	ガスタービンやガスエンジン、またディーゼルエンジンなどを原動機とし、発電機を駆動させることにより発電を行うと同時に、原動機の排熱を利用して熱を供給するシステム。
	燃料電池システム	「水素」と「酸素」を化学反応させ、直接「電気」を発電する装置。家庭などに備え付けられる小規模のものや、オフィスなどに設置される大・中規模のものなどがあり、電気と熱を供給する。
	蓄熱方式	昼間に必要な熱を夜間や電力の低負荷時に蓄熱し、負荷の大きな時間帯に取り出して利用する方式。
	変風量方式	送風温度を一定とし、吹出し風量を変えることで室内発熱に応じた空調を行う方式。
	全熱交換器	空調用の外気を取り入れる際、室内空気の余熱排気と熱交換(顕熱及び潜熱)させる装置。
	外気冷房	内発熱の大きいオフィスビルや人員密度の高い商業店舗・劇場などで中間期から冬季の低温外気をそのまま導入し、冷房として利用する方式。
	最小外気取入れシステム	実在人員の必要外気量に合わせ、取入れ外気量を適正に制御するシステム。
	居住域空調調和システム	大空間のアトリウムやエントランスロビーあるいは高天井のオフィスビルなどにおいて、人間が活動する居住域を主体に空調すること。
	大温度差送風システム	通常よりも送風温度差を大きく取る(低温送風)することで、同じ室内顕熱負荷の場合でも、必要送風量を低減することができる方式。
⑤機械換気設備	温度センサー	電気室やエレベーター機械室などの発熱室において、温度センサーにより一定温度を上回らないよう換気量を制御するシステム。
	一酸化炭素センサー	駐車場などにおいて室内の一酸化炭素濃度を検出する(排気ダクトの空気を代表的に検出する場合が多い)ことで、換気量を制御するシステム。
⑥照明設備	HF管照明	数十kHzの高周波で発光効率が最高になる管後、ガス圧、電極などが設計された高周波専用の蛍光灯ランプ。
	省電力型安定器	電子回路式安定器の一つであり、HF蛍光灯と組み合わせることにより省電力が期待できる。
	在室検知制御	赤外線センサーや超音波センサーによって人が在室しているかどうかを感知し、自動的に照明の点滅を行う制御方式。
	適正照度調整	照度センサーとの組み合わせにより高く設定された初期照度を調整することで、適正照度を確保しつつ省電力を図る制御方式。
	星光運動制御	窓からの星光(太陽光)の入射量に応じて照明を調整し、(星光+人工光)に必要な照度を確保しようとする制御方式。
	タイムスケジュール制御	設定した日スケジュール、週間スケジュール、年間スケジュール等によって、照明設備を点滅、調光する制御方式。
	⑦最適運用のための計量及びエネルギー管理システム	基本BEMS
拡張機能を有するBEMS		個別熱源システムの場合、各用途の系統別のエネルギー消費量の計量が可能なEMS。中央熱源システムの場合、設備機器の運用の最適化を図り、一層の省エネルギーを図ることのできるEMS。
⑧最適運用のための運転調整と性能の把握	エネルギー消費量の予測値の設定	年間の一次エネルギー消費量の予測値を設定して、最適運用のためのベンチマークとして立てている。
	設備機器等の運転・調整の実施を仕様書等で明記	委託仕様書などにおいて、実態に応じた機器の適正な設定を行うこと、及び設計・施工・運用までの一貫した性能検証を行うことが明記されている。
⑨地域における省エネルギー	地域冷暖房の利用	一定の地域内にある複数の建物の冷暖房用熱源機器を地域冷暖房プラントに集約化して、熱源システムの効率化と地域の環境保全を図るもの。
	利用可能エネルギーを利用したシステム	地域冷暖房プラントにおいて、従来利用されていなかった清掃工場や火力発電所の排熱、地下鉄や変電所などの都市廃熱、また海や河川水、下水処理水などの温度差エネルギーなどを利用する。
	その他の複数の建築物間で行う効率的なエネルギー利用	2つ以上の建築物の熱源設備を熱供給の導管で連結して冷熱や温熱を互いに融通しあうことにより、非効率な熱源設備の部分負荷による運転を極力低減する対策など。

この様式は「7 省エネルギー性能評価書の作成」で説明した「建築物環境計画書制度」のページからダウンロードしてください。

▼完了時の提出様式

特定建築物工事完了届出書	PDF(10KB)	Word(102KB)
建築物環境計画書／取組評価書	-	Excel(4,127KB)
※ 完了届提出時は、 <u>計画書提出時</u> の取組評価書エクセルデータをご利用ください。		

▼ページトップ

< 省エネルギー性能評価書に関する書類等 >

▼省エネルギー性能評価書に関する書類等

省エネルギー性能評価書交付届出書	PDF(69KB)	Word(43KB)
省エネルギー性能評価書交付状況一覧	Excel(238KB)	-
省エネルギー設備等の採用状況／その他省エネルギー設備等に関する設置の特記事項	PDF(106KB)	-

▼ページトップ

「省エネルギー設備等の採用状況／その他の省エネルギー設備等に関する設置の特記事項」を右クリックし「対象をファイルに保存(A)」でダウンロードしてください。

8 交付届出書の作成

省エネルギー性能評価書交付届出書は、次の要領で作成してください。

① 様式のダウンロード等

様式は、次の東京都環境局公式ホームページからダウンロードしてください。

アドレス：<http://www7.kankyo.metro.tokyo.jp/building/index.html>

省エネルギー性能評価書等の様式は、建築物環境計画書の取組評価書に含まれています。

建築物環境計画書制度

▼ TOP

様式類ダウンロード

《 2017年度様式 》

※「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」(建築物省エネ法)が新たに制定されたことへの対応等により、平成29年4月1日以降に建築物環境計画書を提出される場合は、新様式(2017年度様式)となります。

【各種届出書の提出にあたっての注意点】

- 各種手続きを行う方が建築主と異なる場合には、各提出書の連絡先に、実際に手続きを行う方の連絡先、氏名等を記載してください。委任状は必要ありません。
- ※法人にあっては名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地、電話番号及び担当者の氏名

▼ 様式類ダウンロード

「様式類ダウンロード」をクリックすることで、様式類のページに行くことができます。

建築物環境計画書／取組評価書

Excel(4,127KB)

※ 完了届提出時は、計画書提出時の取組評価書エクセルデータをご利用ください。

▼ページトップ

＜ 省エネルギー性能評価書に関する書類等 ＞

▼省エネルギー性能評価書に関する書類等

省エネルギー性能評価書交付届出書	PDF(69KB)	Word(43KB)
省エネルギー性能評価書交付状況一覧	Excel(236KB)	-
省エネルギー設備等の採用状況/その他省エネルギー設備等に関する設 計事項	PDF(1,061KB)	-

▼ページトップ

＜ 省エネルギー性能状況報告書提出書類 ＞

後の提出様式		
省エネルギー性能状況報告書提出書	PDF(62KB)	Word(35KB)
省エネルギー性能状況報告書	(準備中)	-

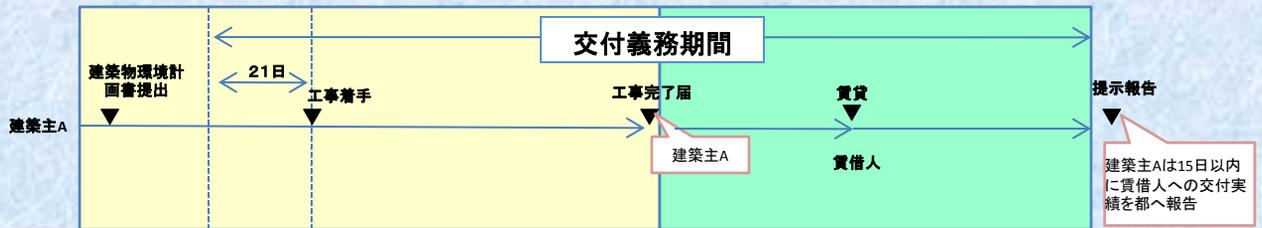
▼ページトップ

「省エネルギー性能評価書交付届出書」及び「省エネルギー性能評価書交付状況一覧」をそれぞれ右クリックして「対象をファイルに保存(A)」でダウンロードしてください。

9 取引形態別の交付パターン

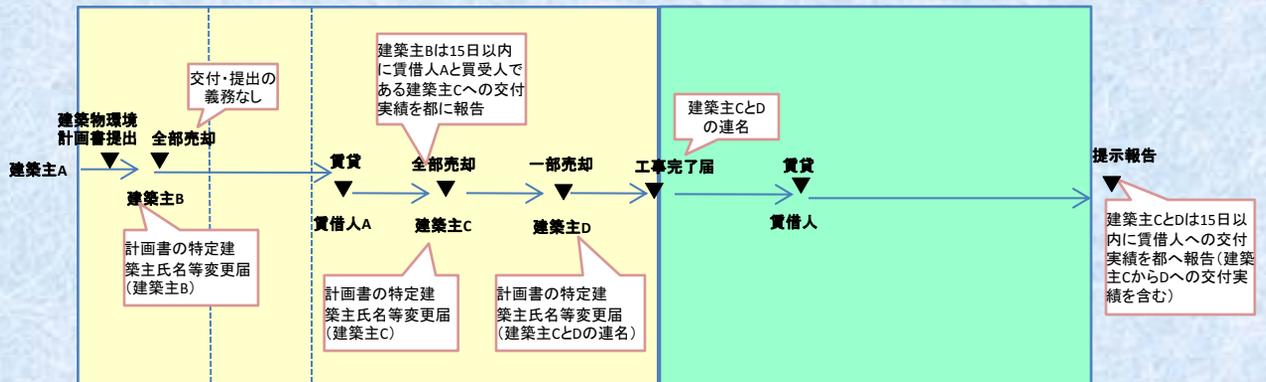
標準

交付義務期間内に売却等による建築主の変更が生じない場合



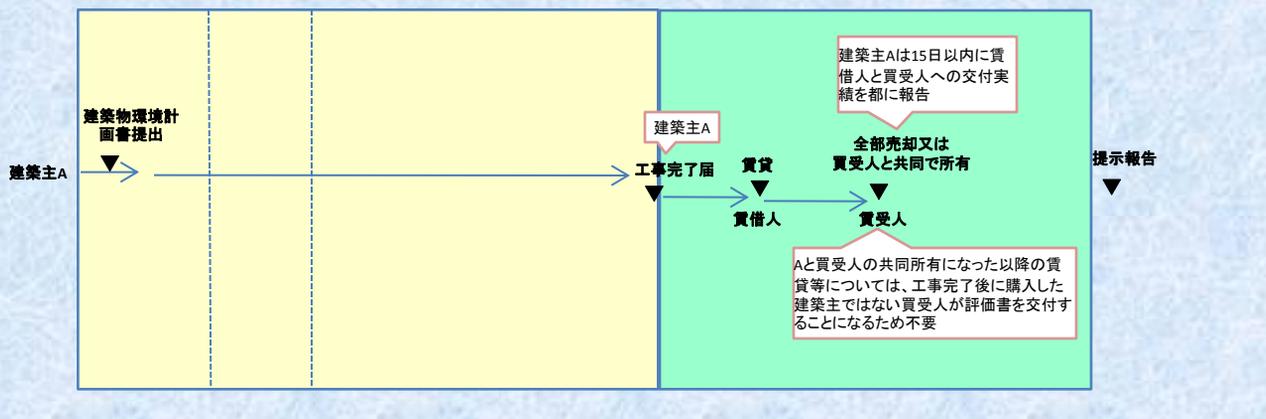
ケース1

交付義務期間内のうち工事完了日以前に売却等による建築主の変更が生じる場合



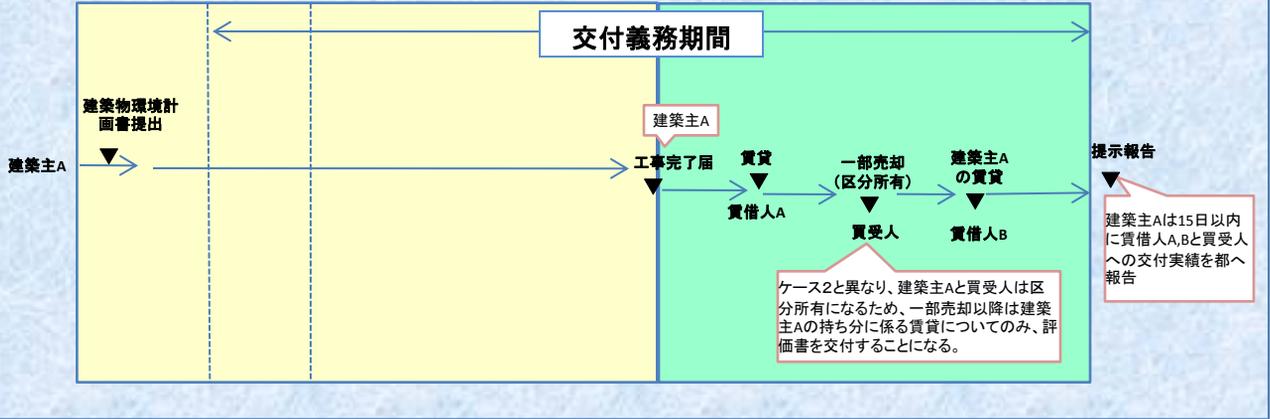
ケース2

交付義務期間内のうち工事完了日以降に売却を行う場合



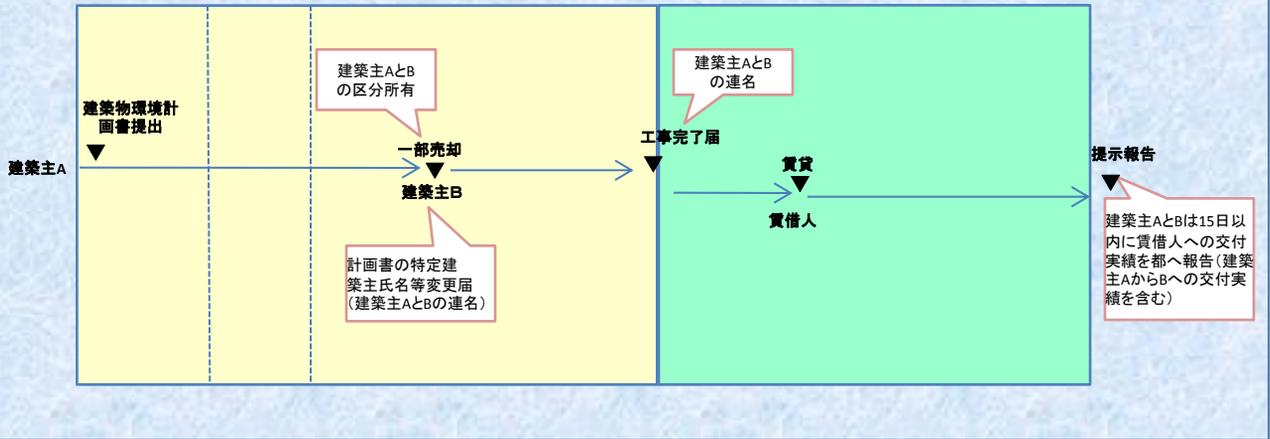
ケース3

交付義務期間内のうち工事完了日以降に一部売却を行う場合



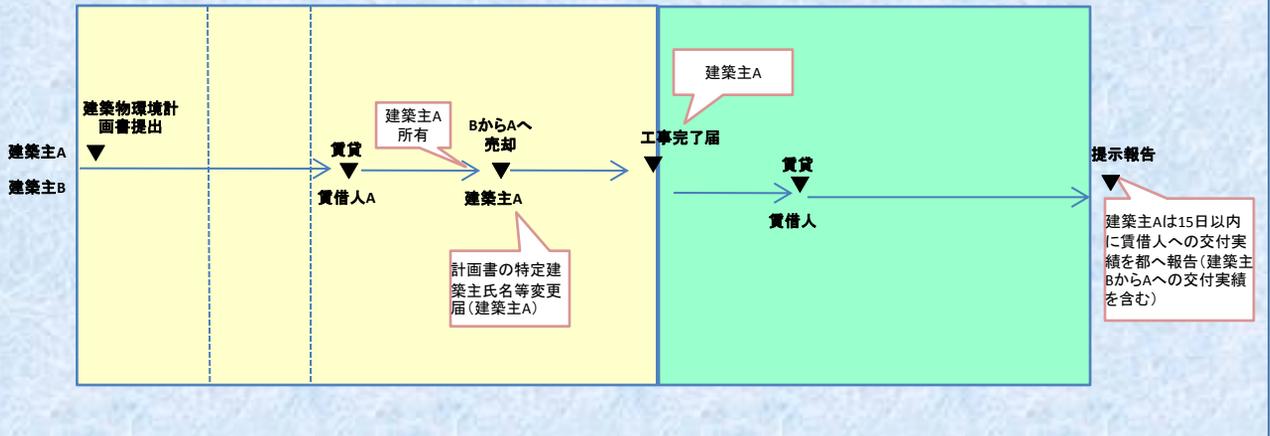
ケース4

交付義務期間内のうち工事完了日以前に一部売却等を行う場合



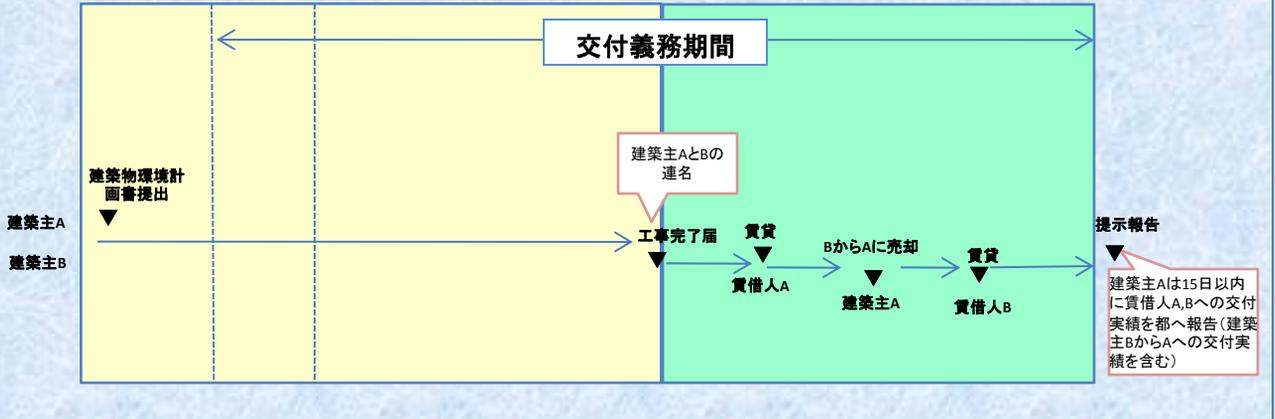
ケース5

交付義務期間内のうち工事完了日以前に区分所有者の持分を売却する場合



ケース6

交付義務期間内のうち工事完了日以降に区分所有者の持分の売却を行う場合

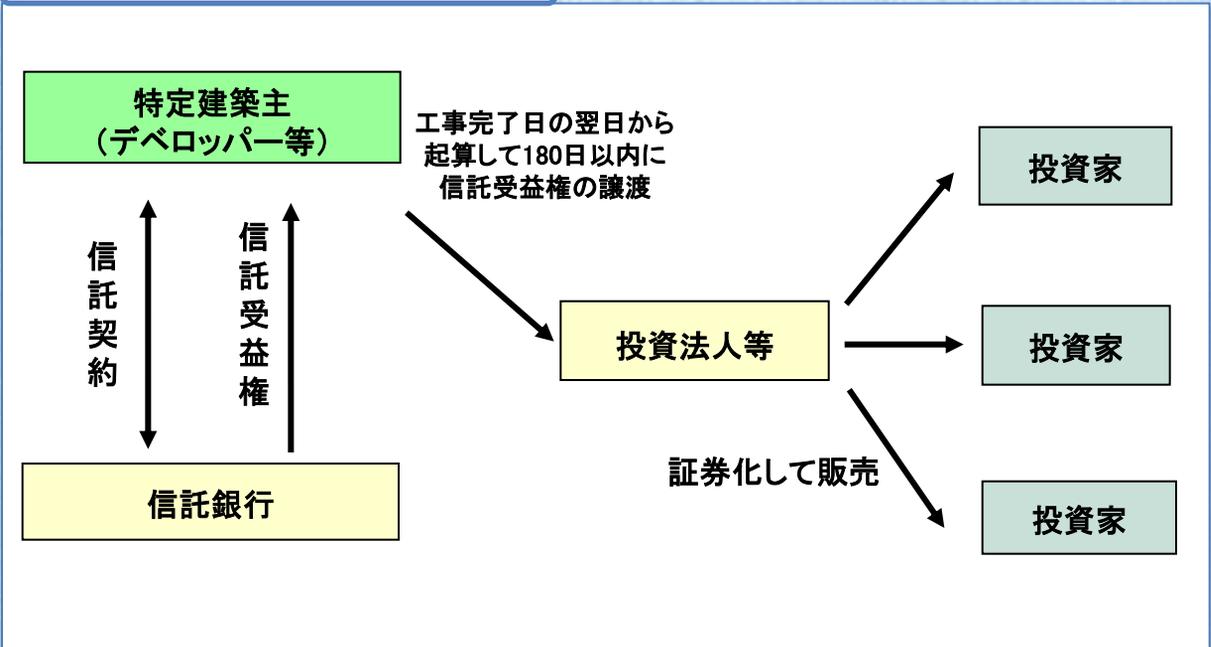


10 契約形態別の交付パターン

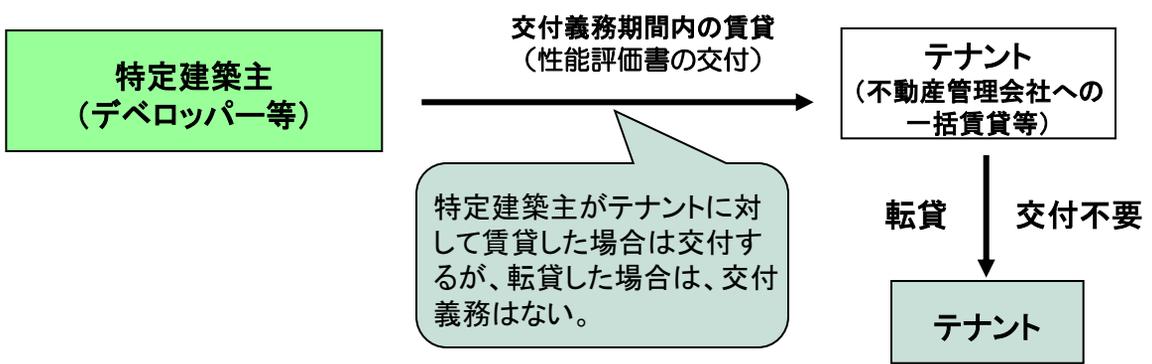
契約形態ごとの交付パターン

は、工事完了日の翌日から起算して180日後の時点で所有者であった場合、性能評価書の交付実績報告を都に行う者

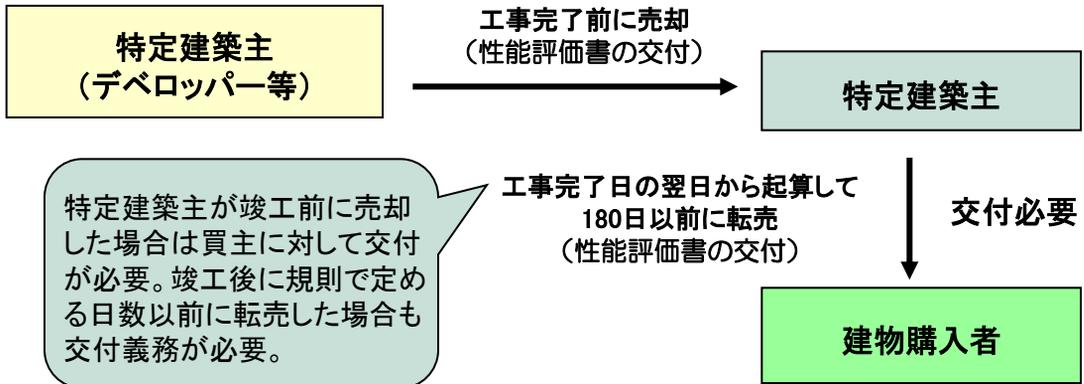
① 受益権の譲渡



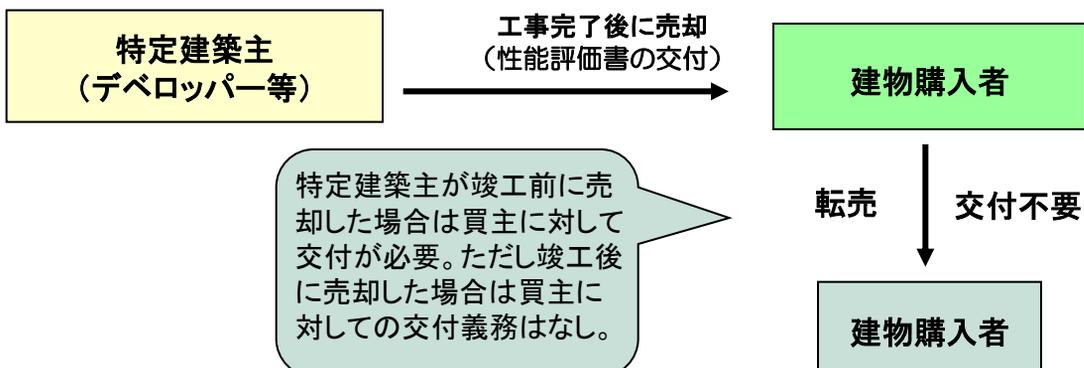
② テナントに賃貸



③ 工事完了日以前に売却



④ 工事完了日以後に売却



省エネルギー性能評価書ガイドライン及び手続きに関する問い合わせ先

「東京都建築物環境計画書制度」ヘルプデスク

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第2本庁舎16階北側

TEL : 03-5321-1111 (内線) 67-730, 731

03-5320-7879 (直通)

E-mail : building@kankyo.metro.tokyo.jp

HPアドレス : <http://www7.kankyo.metro.tokyo.jp/building/eva/index.html>